

## 2013年度総会承認事項

### 年間活動方針決定

- ◎「セルフヘルプ」「ピアサポート」「情報収集と提供」「ホームページと会報の活用」を積極的に行う。
- ◎全国各支部・連絡所間の連携体制を強化すると共に、近隣の仲間も含む頸損ネットワークの拡充を目指す。
- ◎大、小に関わらず頸髄損傷者の抱える課題を掘り起こし解決を目指す。
- ◎当事者不在の制度改革が実施されないように注視し他種の当事者団体との連携を強め意見を発信する。

### ■分野別活動課題

#### ●障害者の権利保障

- ◎「障害者権利条約」の批准と、障害者の権利が保障される国内法の整備を求める。
- ◎各地域における「差別禁止条例」制定に向け積極的に関与する。  
なぜ差別禁止法が必要なのか、という原点に立ち返って積極的に臨んでいく。差別禁止法は、障害者（関係者も含め）に対する日常生活・社会生活における様々な排除や制限、分離をなくしたい、という声から、世界中に広がってきたものである。権利条約の規定を手掛かりとして、あるべき差別禁止法の基本的な構成や対象分野などについて、障害当事者団体として当事者の声を届けることを積極的に行っていく。地域に密着した条例は、障害者の日常生活、社会生活を支える大切なものであり、かつ差別禁止法作りの基礎ともなる非常に重要なものである。

#### ●介助制度

- ◎国内どこに住んでも重度障害者の自立生活が十分支えられる普遍的な制度を求めていく。
- ◎介護保険移行によるサービス低下を防ぐため現行制度の見直しと新たな制度作りへ積極的に関与していく。

#### ●交通・まちづくり

- ◎国内のどこの地域において「いつでも、誰でも、どこへでも」自由で安全に移動できる社会環境を求める。
- ◎誰もが「公共交通機関での移動、公共の建物を利用する権利」が保障されるように求める。
- ◎バリアフリーな設備等の整備に反して、事業者による障害者に対する理不尽な「乗車拒否」等は後を断たない。公共交通事業者に安全でスムーズな移動環境の整備、接遇サービスの一元化を求める。
- ◎交通バリアフリーのみならず、まちづくり全体について、障害当事者としての意見提起や改善提案等を的確に行うことのできる人材を全国的に養成していくことを目的とした「バリアフリー研修」などに参加しスキルアップを目指す。
- ◎都市部においては、鉄道や地下鉄の駅のバリアフリー化は、エレベーターによるワンルート・バリアフリー化確保及び多機能トイレの全駅整備化とその仕様のスパイラルアップによる多機能分散化の改善は進んだが、地方と都市部の整備環境の格差は拡大している。
- ◎様々な障害者が安全かつ円滑に社会参加していけるように、移動福祉機器や各種交通車両および旅客施設のユニバーサルデザイン化に向けて、積極的に参画し意見を述べていく。今後どのようなユニバ

一サルデザインの社会を目指していくのか、地域・障害等の個別のバリアをどのように解消していくのか、より具体的で明確な意見提起をすることが必要である。

そして、権利条約が掲げるインクルーシブ理念に基づく「移動(利用を含む)する権利の保障」と、交通(移動)・まちづくりにおいて障害者が必要とする「合理的配慮」を、地域の身近な課題と取り組みにつなげながら確保することにより、障害者があらゆる機会から排除されない社会の実現を目指していく。

◎障害者の航空機利用の際の設備および接遇の様々な障壁や、トラブルの解消をはかることを目的として、関係省庁や航空会社等との話し合いを継続的に行っていく。また、航空機利用の際のトラブルの事例収集等を行い、トラブルの解消を目指していく。さらに、空港へのアクセスのバリアフリー化確保を求めていく。

### ●福祉用具(補装具・日常生活用具)

◎ユーザーの視点に立った製品を提案し、開発にも積極的に参画していく。

◎自立を支えるために必要な機器が、的確・迅速・安価に入手できるよう情報を必要とする関係者や機関に提供する。

◎必要不可欠な高機能製品が、高額な負担を強いることなく入手できるように求める。

### ●医療

◎質の高い医療、リハビリサービスが適切に受けられる制度や診療科・病院の設置を求める。

◎人工呼吸器使用者の、呼吸管理を指導できる医療専門家、呼吸器取扱業者や質の高い技術者の養成を求める。

◎人工呼吸器使用者が安心して住めるように、地域の医療環境の整備を求める。

### ●住宅環境

◎重度身体障害者が円滑な日常生活を営める公営住宅(単身・世帯)の増設や一般住宅からの転用を求める。

◎グループホーム、ケアホームの家賃補助がなされたが、さらに障害者の地域での住まい確保に向けた住宅手当の創設に向けて働きかける。民間住宅を借りる場合の支援サービス(保証人問題、改造費用、家賃補助)の充実を求める。

### ●所得保障・就労

◎年金および諸手当によって、生活を賄える給付水準となるよう積極的に求めていく。

◎無年金障害者の全面的な解消が図られるまでは、特定障害者特別給付金の給付水準を障害基礎年金水準に引き上げる必要がある。無年金障害者問題の根本問題解決に協力し、支援していく。

◎重度障害者の就労促進のために、就労環境の整備と採用枠の拡大を求めていく。

◎現在施行されている「特定障害者特別給付金制度」の対象の拡大を図る。

◎特別障害者手当の性格を自立生活手当とする。

### ●女性頸損者の視点を活動に反映

◎性差による女性頸損独自の複合差別等の掘り起しと整理

※ 医療・家庭・職場等における女性ゆえの課題

◎女性頸損者のリーダー育成を促す

◎女性頸損者のネットワーク、外部団体との交流を通じたエンパワメント

## ◇2014年度全国総会 兵庫頸損連絡会で開催準備中